



# みんなので支え合おう

# 介護保険

## 介護保険課

☎(55) 2767

FAX (51) 0321

介護保険制度は、40歳以上の皆さんが加入者（被保険者）となって納めた保険料で支えられています。

介護が必要になったときには、費用の一部（原則として1割）の負担でサービスを利用できます。

### 介護保険料を納める人

●65歳以上の人（第1号被保険者）

それぞれの所得状況などに応じた介護保険料を納めていただきます。

●40歳以上65歳未満の人（第2号被保険者）

加入している国民健康保険や社会保険などの医療保険ごとに、医療保険の保険料と合わせて納めていただきます。

### 介護保険料の決まり方

介護保険料は、必要とされる介護保険サービスにかかる費用と65歳以上の人数などから「基準額」を算出し、所得などに応じて段階的に決まります。

必要な介護保険のサービス量や65歳以上の人数は市区町村ごとに異なるため、「基準額」も異なります。

### 介護保険料の額

65歳以上の人の介護保険料は、3年ごとに直しが行われ、平成24～26年度の介護保険料は、基準額で月額4,900円（年額5万8,800円）です。

所得などに応じて介護保険料を納めていただくことが大切です。富士市では、所得などの少ない人が、少ない負担で済むように「きめ細かい保険料負担段階の設定（14段階・左下表）」を行い、介護保険料の負担軽減に取り組んでいます。

### 介護保険料の減免・納付猶予制度

災害や失業などの特別な事情で介護保険料の支払いが困難な場合は、介護保険料の減免や納付猶予を受けられる場合があります。早目に介護保険課に相談してください。

### 介護や支援が必要になったら

①要介護・要支援認定の申請  
本人や家族が市に申請をします。地域包括支援センターなどに代行してもらってもできます。

②認定調査、主治医意見書の作成  
認定調査員が自宅などを訪問し、心身の状況の調査を行います。

### ③審査・判定

認定調査と主治医意見書をもとに、介護認定審査会で審査・判定を行います。

### ④認定結果の通知

結果を本人に封書で通知します。

### ⑤介護サービス計画の作成

心身の状況に応じて各種サービスを組み合わせた介護サービス計画を作成します。

### ⑥介護サービスの利用が可能に！

介護保険料の納め忘れにご注意！

災害など特別な事情もなく介護保険料の滞納が続くと、サービスを利用する際に一旦、全額を自己負担で支払うことから介護給付の9割相当分を払い戻す償還払いの適用や、滞納期間に応じたサービス利用料が1割負担から3割負担に変更になる場合があります。保険料は納め忘れのないようにしましょう。

## 介護保険料（平成24～26年度）

※介護保険料は、平成27年度に改定予定です。

所得段階	対象区分	基準額に対する割合	保険料額（年額）
第1段階	生活保護受給者 ・市民税非課税世帯で高齢福祉年金受給者	基準額 × 0.50	2万9,400円
第2段階	本人が市民税非課税者 世帯員全員が市民税非課税者	本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の人	基準額 × 0.50
第3段階		本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円超120万円以下の人	基準額 × 0.70
第4段階		本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が120万円超の人	基準額 × 0.75
第5段階		本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の人	基準額 × 0.83
第6段階（基準額）	本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円超の人	基準額	5万8,800円
第7段階	本人が市民税課税者 世帯員に市民税課税者がいる人	本人の前年の合計所得金額が125万円未満の人	基準額 × 1.08
第8段階		本人の前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の人	基準額 × 1.25
第9段階		本人の前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	基準額 × 1.50
第10段階		本人の前年の合計所得金額が300万円以上500万円未満の人	基準額 × 1.60
第11段階		本人の前年の合計所得金額が500万円以上700万円未満の人	基準額 × 1.80
第12段階		本人の前年の合計所得金額が700万円以上1,000万円未満の人	基準額 × 1.90
第13段階		本人の前年の合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の人	基準額 × 2.05
第14段階		本人の前年の合計所得金額が1,500万円以上の人	基準額 × 2.25